

桜宮共同艇庫及び管理棟使用規程

平成24年2月15日
一般社団法人大阪ボート協会

1. 目的

この規程は、大阪ボート協会が管理する桜宮共同艇庫及び管理棟（大阪市都島区中野町一丁目桜宮公園内）を適切に管理し、全ての利用者が快適に利用するために定める。

2. 共通事項

- (1) 利用者は、他のすべての利用者が快適に利用できるよう努めると共に、当協会主催の行事等の使用に協力する。
- (2) 利用者は、利用場所の清潔を保つよう努め、利用後はその周辺を必ず掃除すると共に、大掃除等の共同管理作業には積極的に協力する。
- (3) 利用者は、所有する艇その他の備品を、自らの責任において管理する。
- (4) 施設の破損があれば当協会に連絡する。破損は、原則として破損させた者が責任を持って補修する。
- (5) この規程に定めるもののほか、利用者は、利用方法について当協会より指示があった場合は、これに従う。

3. 共同艇庫の利用

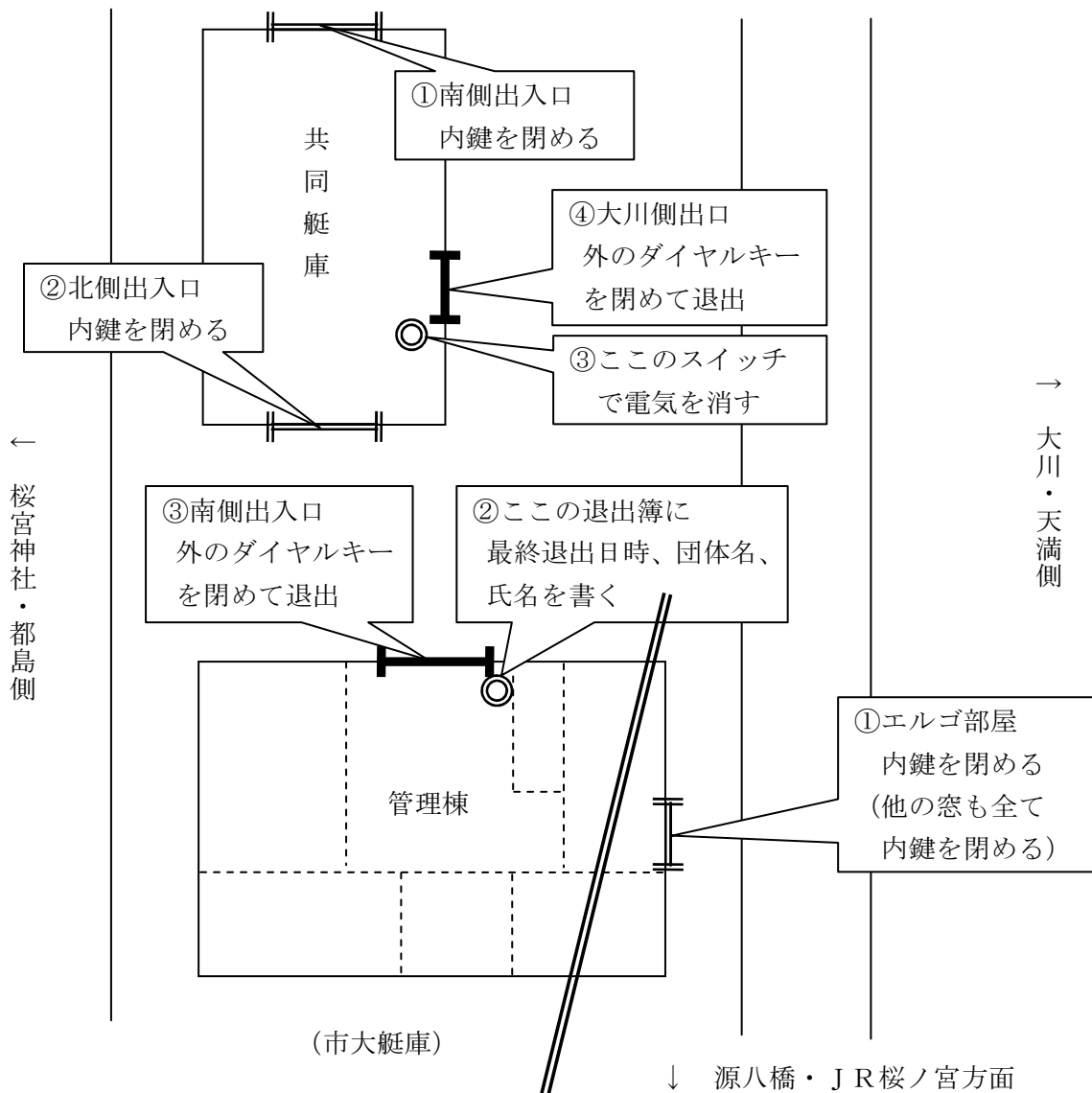
- (1) 共同艇庫利用者は、保管する艇、オール及び備品の保管場所について、事前に当協会と協議する。
- (2) 利用者は、毎年度末までに、保管艇の種類、名称、艇数、責任者氏名・連絡先を当協会に申告した上で、別途定める艇庫料・施設使用料を当協会に支払う。
- (3) 利用者は、保管する艇その他の備品、備品庫、及び艇を置くアームに、所有団体名称を表示する。表示の無い物品は当協会において予告無く処分することがある。
- (4) 一日の最終利用者は、南北の艇出入口の内鍵を施錠した上で、火の元・消灯を確認し、大川側の出入口を施錠して退出する。

4. 管理棟の利用

- (1) 共同艇庫に艇を保管する利用者は、管理棟に備品を置くことができる。備品所有者は、団体名、責任者名、電話番号を事前に協会事務局に連絡し、置き場所や保管方法について協議する。備品又はその保管庫には所有者（団体）名を表示する。表示の無い物品は協会事務局において予告無く処分することがある。
- (2) 通路、便所など、共用部分として確保すべき部分は、個別団体は占有しないこと。個別団体の専有部分は、当協会と協議の上で決定する。
- (3) 一日の最終利用者は、全ての窓と大川側出入口の内鍵を施錠し、火の元・水道・消灯を確認し、最終退出者ノートに日時・団体名・氏名を記入の上、南側の出入口を施錠して退出する。

桜宮共同艇庫・管理棟の退出方法

↑ 銀橋・大阪城方面



(退出簿記入方法)

月 日	時 間	団 体 名	氏 名
4/1	19:20	〇〇高校	〇〇△△
4/2	20:30	△△大学	□□××